

子ども・子育て分野の規制・制度改革に関する考え方

東京商工会議所

【 保育所参入・運営等について株式会社と学校法人・社会福祉法人とを同等扱いに 】

| 規制・制度の概要 | 商工会議所の考え方 |
|---|--|
| 1. 民間施設給与等改善費加算算定について、株式会社は配当した場合、加算措置が適用されない。 | ○保育所への株式会社の参入は認められており、配当を制約する制度等は適当でないとする。配当は借入金に対する利息と同様の資金調達コストである。左記の措置は不条理であり、撤廃する必要がある。 |
| 2. 保育所施設整備費の補助について、社会福祉法人以外の事業者（株式会社）は対象外となっている。 | ○待機児童問題を早期に解消するために、多様な事業者の参入を促し、保育所等の拡充を図ることが重要である。社会福祉法人以外の事業者（株式会社）も社会福祉法人と同等に扱う必要がある。 |
| 3. 「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金」（※1）について、社会福祉法人以外の事業者（株式会社）は対象外となっている。 | （※1）「東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金」：①特別保育事業等推進加算（0歳児保育、延長保育、病児・病後児保育、分園設置、夜間保育等）、②保育所地域子育て支援推進加算（お年寄りとの交流、小学生との交流、保育ママ等家庭的保育）に対し、相談・指導を行い、家庭的保育者等が保育する児童を受け入れることの支援・推進に対し補助金を支弁。 |
| 4. 保育所を経営する株式会社に対する会計書類の要件が厳しい。 ○株式会社には各施設毎に会計書類の提出が求められる一方、社会福祉法人（本園）が分園を設置した場合は、分園と本園を合算した書類で可能となっている。 | ○企業会計の透明性は高く、株式会社も社会福祉法人と同様の扱いとする必要がある。 |
| 5. 定期借地権を活用した国有地（未利用地）の貸付について、国から社会福祉法人以外（株式会社）への直接貸付けができない。 | ○待機児童問題を早期に解消するために、多様な事業者の参入を促し、保育所等の拡充を図ることが重要である。国から社会福祉法人以外の事業者（株式会社）への直接貸付けについても同様に対応する必要がある。 |

【 保育事業の拡充のための規制・制度の見直しが必要<保育所関連> 】

| 規制・制度の概要 | 商工会議所の考え方 |
|--|--|
| <p>6. 民間施設給与等改善費加算算定には、様々な制限がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則、常勤の保育士以外（1日6時間未満かつ月20日未満の勤務）は算定の対象となっていない。 ○認可外保育所における保育士の勤務実績は算定の対象となっていない。 ○同一の設置者が設置する他の保育所への流用制限がある。 | <p>商工会議所の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育士不足を解消するためには、働いていない保育士資格保有者が働けるようにする必要がある。常勤の保育士以外も算定の対象とし、多様な働き方を推進する必要がある。 ○認可外保育所も「認可外保育施設指導監督基準」に基づき運営しており、そこで働く保育従事者の実務習得レベルは低くない。認可外保育所に対する監査等をしっかりと行い保育の質を担保することを前提に、認可外保育所における保育士の勤務実績も算定の対象にする必要がある。 ○複数の保育所を設置・運営する株式会社等では、保育の質・量を拡充するために、本部機能を設け、各保育所の活動や人材育成、研究、投資を集中的に管理している。こうした限られた経営資源を効果的・効率的に活用するための本部機能にかかる費用について、各保育所の運営費補助金をある程度柔軟に流用できるようにする必要がある。 |
| <p>7. 地域の実情に応じた保育所設置基準が設定できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○認可保育所の設置基準は全国一律。地域の実情に応じ基準（面積、保育従事者資格等）が設定できない。 ○待機児童が多数いるにもかかわらず、児童福祉法最低基準より厳しい基準を設定している自治体がある。 | <ul style="list-style-type: none"> ○特に、地価の高い都市部に保育事業の参入を促し、早期に待機児童問題を解消するためにも、地方分権改革で推進している地域の実情に応じた面積基準の緩和の状況を検証し、子どもの発育や安全等に影響がないことが確認できた場合は、見直しを検討する必要がある。また、地域における保育士の深刻な不足に対応するため、医療、保健等の専門知識を有する准看護師を「みなし保育士」（※2）として活用することを検討する等、柔軟に対応する必要がある。 （※2）みなし保育士：乳児6人以上を入所させる保育所には乳児3人につき1人以上の保育士が必要である。その保育士の定数を満たすために、看護師又は保健師を1人に限り算入できる。それを「みなし保育士」と呼称している。 ○地域における待機児童の状況を踏まえて、早期に見直す必要があると考える。 |

| 規制・制度の概要 | 商工会議所の考え方 |
|--|---|
| 8. 自園調理施設がない保育所では3歳未満児の給食の外部搬入は認められていない。 | ○小規模な保育施設ほど調理員をかかえるのが困難である。衛生面や児童の食育の観点に十分に配慮することを前提に、外部搬入に対する制限は緩和し、各施設が現場の実情に応じて柔軟に対応できるようにする必要がある。 |
| 9. 市区町村毎の保育所の申請様式等が統一されていない。 | ○市区町村域を超えた児童を受け入れることが多い都市部の保育事業者は、自治体毎の申請様式等への対応に負担を感じており、システム化も含め、申請様式等を統一する必要がある。これにより、申請書類の確認をする自治体にとっても業務の効率化につながると考える。 |

【 保育事業の拡充のための規制・制度の見直しが必要<その他の児童福祉施設関連> 】

| 規制・制度の概要 | 商工会議所の考え方 |
|--|--|
| 10. 病児・病後児保育事業に対する助成が薄い。 | ○病児・病後児保育は重要な課題であるが、病児等は常時いるとは限らず、保育従事者の待機コストが課題となっている。派遣型への助成の増額や施設に対する運営費補助の増額を図り、保育事業者が、病児・病後児保育のニーズに対応し易くする必要がある。 |
| 11. 放課後児童クラブの開所時間が短い。 | ○多くの放課後児童クラブは18時で閉所するところ、保護者の約3割が19時までの開所を希望し、開所時刻(8～9時頃)を早めて欲しいという声もある(東京都調査)。子どもの健全な育成や安全の確保、女性の就労を推進する観点から、放課後児童クラブの開所時間の延長を図り、保育所と放課後児童クラブの開所時間を合わせる必要がある。 |
| 12. 児童福祉施設の整備にあたり定期借地権を活用した国有地(未利用地)の貸付について低廉な価格となっていない。 | ○待機児童問題を早期に解消するために、多様な事業者の参入を促し、保育所等の拡充を図ることが重要である。そのためには、低廉な価格で貸し付けることができるようにする必要がある。 |
| 13. 自治体から支弁される補助金の支給日が異なることがあり、運営上の支障になっている。 | ○保育サービス事業者の円滑な事業運営のためにも、各自治体は補助金の支給日を規定し、厳守する必要がある。 |